

# 離婚を考えている みなさまへ

## 財産分与 離婚後5年間の期間制限あり

- 離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、お二人の財産を分けることができます。
- 金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に調停の申立てをすることなどができます。

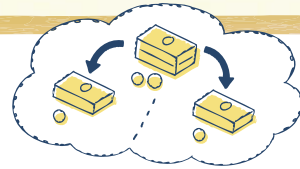


財産分与に関する法務省のHP



## 年金分割 離婚後5年間の期間制限あり

- 離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ、自分の年金とすることができます。



年金分割手続の詳細



## 子どもがいる方へ



### 離婚に関する法務省のHP

Q&Aや養育費解説動画、養育費と親子交流のパンフレット等が掲載されています。



### 親権者

- 未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで親権者を定める必要があります。2026年中には従来通りの単独親権に加え、共同親権も選択可能となる見込みです。子どものために、しっかりと話し合うようにしてください。

民法等の一部を改正する法律に関する法務省のHP



### 養育費

- 養育費とは、子どもが自立する(例えば大学等を卒業する)までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

### 児童扶養手当・児童育成手当

- 離婚し、子どもをひとりで育てる方は、児童扶養手当・児童育成手当を受給できる場合があります。
- 受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。

詳細については、豊島区子育て支援課児童給付グループ

TEL : 03-3981-1417 に確認してください。

※児童手当受給者変更については、裏面をご覧ください。

### 親子交流

- 親子交流とは、子どもと離れて暮らしている親が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流することをいいます。
- 養育費や親子交流についても、子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合うようにしてください。

親子交流に関する法務省のHP



自治体の家庭相談窓口について知りたい方やDVにお悩みの方は、裏面もご覧ください。

法的トラブルについて

離婚するときに考えておくべきこと

ひとり親家庭の支援について

本司法支援センター (法テラス)



法務省HP



子ども家庭庁HP (あなたの支え)



# 別居を考えている、 別居中のみなさまへ

## 婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- 別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部を請求することができます。
- 話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に調停の申立てをすることなどができます。



調停手続の概要に関する裁判所のHP



養育費・婚姻費用算定表



## 親子交流



- 親子交流とは、子どもと離れて暮らしている親が、子どもと継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流することをいいます。
- 子どもがいる場合は、その健やかな成長のために、親子交流についてしっかりと話し合うようにしてください。

親子交流に関する法務省のHP



## 児童手当の受給者変更

- 離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、児童と同居している人に支給されます。  
(配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります)

手続の詳細については、  
豊島区子育て支援課児童給付グループ  
TEL: **03-3981-1417**  
(公務員の場合は勤務先)にご確認ください。

## DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

- 配偶者から暴力等を受けている方に向けて、相談・情報提供・一時保護などを受け付ける窓口を設置しています。

詳細については、配偶者暴力相談支援センター TEL: **03-6872-5250** へご相談ください。

詳しいお話が聞きたい方は、下記にて相談ができます。

### ひとり親家庭支援センター

母子家庭の母、父子家庭の父、これからひとり親になられる方のご相談をお受けしています。

豊島区役所4階子育て支援課内  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日除く)

離婚したいけど  
どう進めれば  
よいの？



ひとり親になったら  
どんな支援が  
あるの？

### 家庭の相談 ※予約制

夫婦、親子、扶養など家庭の問題についてお悩みがある方の相談窓口です。  
家族関係の改善に向けてのアドバイスを受けたり、別居中の生活で困っていることなどについて相談することができます。

豊島区役所4階子育て支援課内  
月曜日・木曜日(祝日除く)  
①13時～ ②14時～ ③15時～ ④16時～  
\*各回1時間ごとの予約制です。

ひとり親家庭支援センター  
家庭の相談のご予約

☎ **03-3981-2119**